

選挙郵便のご案内

県	議	会	議	員
市	町		村	長
市	町	村	議	会
			議	員

日本郵便株式会社
東海支社
2023年10月

は し が き

この利用案内は、県議会議員、市町村長及び市町村議会議員の各選挙に際して使用することができる「選挙運動のために使用する通常葉書（この利用案内では全て「選挙葉書」といいます。）」の正しいご利用方法について、「公職選挙法」及び「公職選挙郵便規則」等の法令に基づき、お願いを含めてご案内申し上げます。

選挙葉書の取扱いをご担当される皆さまには、事前にこの利用案内をご熟読いただき、ご不明な点がございましたら、郵便局の選挙葉書取扱責任者へご相談くださいますようお願い申し上げます。

日本郵便株式会社 東海支社

第1 選挙葉書の概要

選挙葉書は、立候補の届け出以降、投票日の前日までの間、郵便局において交付します。

なお、候補者の方において作成する私製の選挙葉書については、同様の期間中、特定の郵便局において選挙用の表示を行います。

1 使用できる選挙葉書の枚数

候補者1人について、使用できる「選挙葉書」の枚数は、選挙の区分別に次のとおり定められていますのでご注意ください。

選挙の区分	使用できる選挙葉書の枚数
県議会議員	8,000 枚
政令指定都市 市長 (名古屋市・浜松市・静岡市)	35,000 枚
政令指定都市以外の市長	8,000 枚
政令指定都市 市議会議員 (名古屋市・浜松市・静岡市)	4,000 枚
政令指定都市以外の市議会議員	2,000 枚
町村長	2,500 枚
町村議会議員	800 枚

2 選挙葉書の交付、表示を行う郵便局及び取扱時間

(1) 選挙葉書の交付及び選挙用の表示を行う郵便局

選挙の区分	取扱郵便局
県議会議員 市長 市議会議員	当社が指定する郵便局(別紙1のとおり)
町村長 町村議会議員	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地の郵便の配達事務を受け持つ郵便局(別紙2のとおり)

(2) 上記郵便局の取扱時間

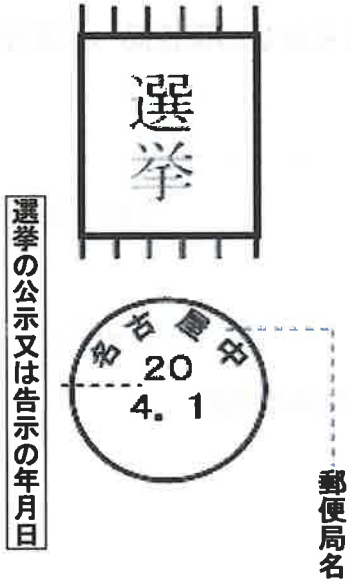
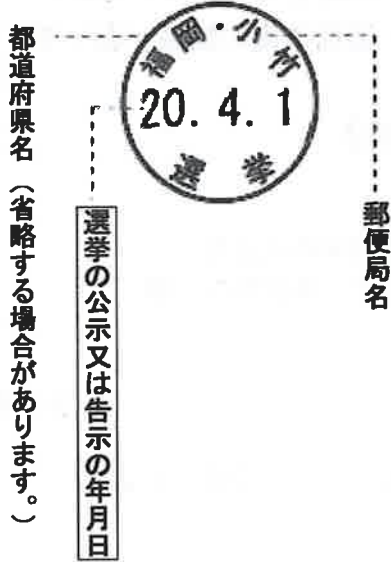
別紙3のとおり

3 選挙用の表示

葉書の表面左側上部への選挙用の表示は、前記2の郵便局において行います。
(候補者の側において事前に印刷等による選挙用の表示は行わないでください。)
なお、選挙用の表示は、さびききょう色(注)で表示します。

注：さびききょう色とは、一般の消印にも使用しているものです。

【選挙用の表示例】

自動押印機による場合	つち型日付印による場合
 <p>選挙の公示又は告示の年月日</p> <p>郵便局名</p>	 <p>選挙の公示又は告示の年月日</p> <p>郵便局名</p> <p>都道府県名(省略する場合があります。)</p> <p>※ つち型日付印による表示は、町村長又は町村議会議員の選挙に限り行う場合があります。</p>

第2 選挙葉書の交付・表示、返還、再交付等

1 郵便局から交付する通常葉書を使用される場合

選挙葉書の交付を受ける場合は、選挙長が発行する「候補者用通常葉書使用証明書」【様式1】（以下、「証明書」といいます。）の「選挙用の表示をする郵便局名」欄に記載されている郵便局（前記第1の2の郵便局。以下、「交付郵便局」といいます。）に証明書を提示して、選挙葉書の交付を受けてください。

なお、選挙葉書の交付をお受けになる際は、「受領証」（様式適宜）を提出していただきますので、あらかじめご用意ください。

- (注) ・印鑑をご持参ください。
・事前準備の関係がありますので、あらかじめ郵便局へご連絡ください。

【作成例】

	令和 ※年 ※月 ※日
日本郵便株式会社 ○○ 郵便局長 様	○○○選挙候補者 ○○ ○○ ㊟
選挙運動用通常葉書受領証	
下記のとおり受領しました。	
記	
選挙運動用通常葉書	○○○ 枚
ただし、令和 ※年 ※月 ※日告示による○○○選挙に使用するもの。	

2 お手持ちの会社製通常葉書又は私製葉書への選挙用の表示

前記1による選挙葉書の全部又は一部の交付を受けない場合は、その交付を受けない数に限り、お手持ちの会社製通常葉書又は私製葉書（以下、「葉書」といいます。）に選挙用の表示を受けて差し出すことができます。

お手持ちの葉書に証明書を添えて交付郵便局に提示いただき、選挙用の表示を受けてください。

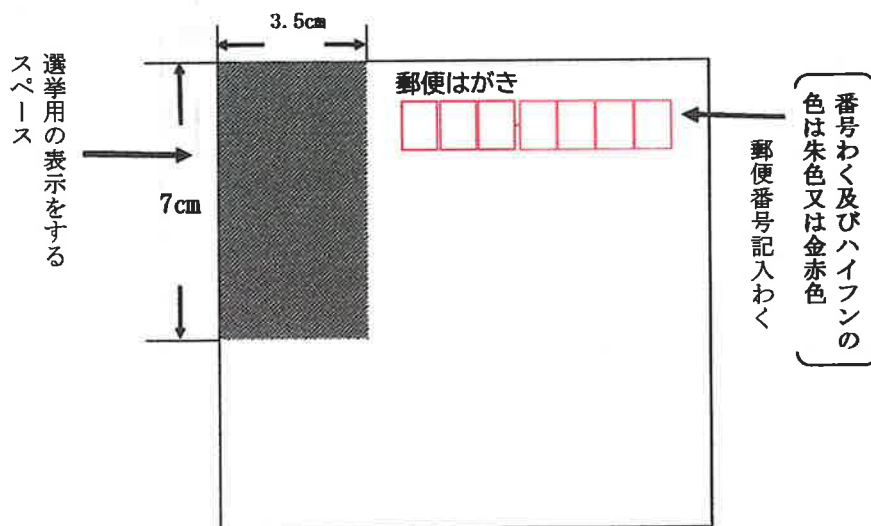
なお、お手持ちの会社製通常葉書を使用される場合は、その料額印面は無効となり、料金返還はできませんのでご注意ください。

- (注) ・選挙の表示をする際に葉書を汚損することがありますので、若干の予備をお持ちくださるようお願いいたします。
- ・予めあて先及び差出人名等を記載しており、選挙用の表示を受けた葉書をそのまま差し出す場合には、後記第4による手続を併せて行っていただきます。
 - ・私製葉書を使用する場合には、郵便切手の貼付、料金別納・後納の表示、料金計器別納の表示等は絶対に行わないでください。

<葉書への選挙用の表示>

お手持ちの私製葉書を使用される場合は、葉書表面に選挙用のたて7cm×よこ3.5cmの表示をしますので、必ず下図の網掛けスペース分を確保し、何も表示しないでください。

※次ページの<誤った事例>のように選挙用表示スペースに色を付けたり、点線で囲む等行わないでください。

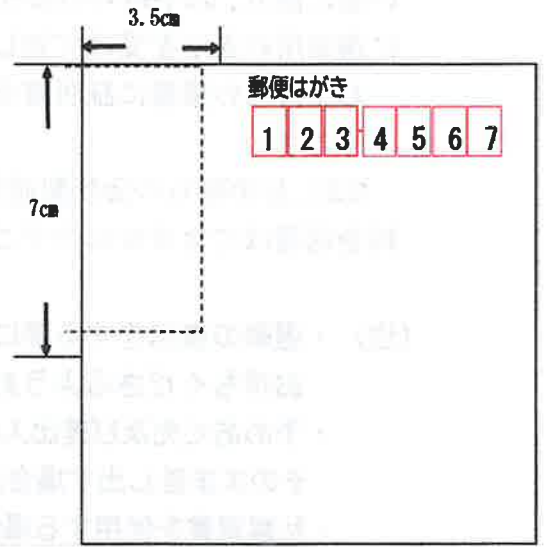


<誤った事例>

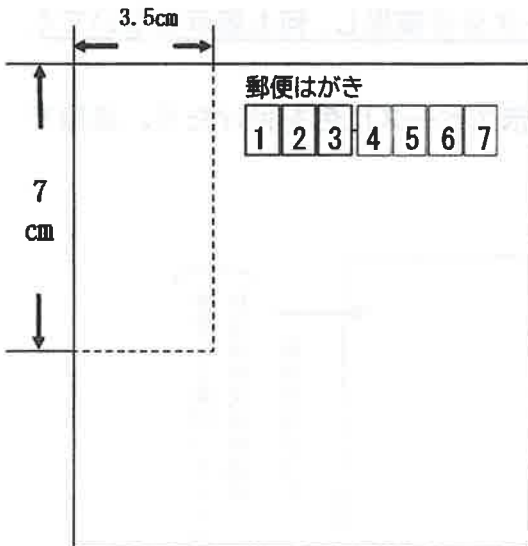
- × 選挙用表示スペースに色が付いている。
※選挙表示部分だけに、色を付けることはできません。



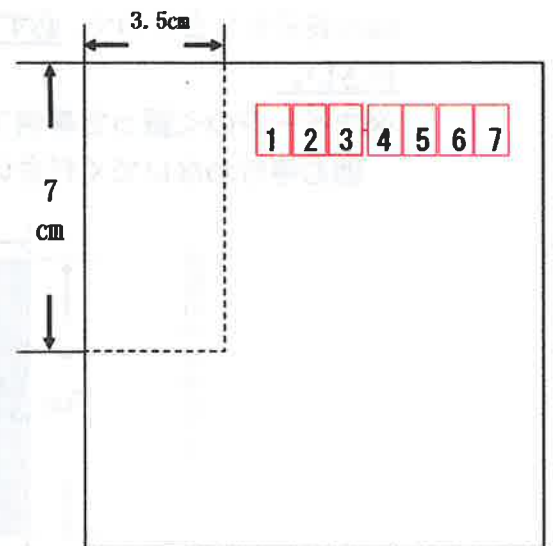
- × 選挙用表示スペースに点線で囲っている。



- × 郵便番号枠に郵便番号が記入されているが、枠の色が朱色又は金赤色でない。



- × はがき上部に「郵便はがき」の文字がない。



3 書損等葉書に対する選挙用の表示

選挙用の表示を行った葉書について、印刷の誤り、書き損じ、き損又は汚損したものの（以下、「書損葉書」といいます。）については、その枚数に限り、別にお手持ちの葉書に選挙用の表示を受けることができます。

この場合、書損葉書に証明書と表示を受けるお手持ちの葉書を添えて、さきに表示を受けた郵便局にその旨申し出てください。

- (注) ・提出された書損葉書は、選挙運動期間中、郵便局において保管し選挙終了後お返しします。
・書損葉書は、新しい会社製通常葉書と交換することはできませんので、ご了承ください。

4 選挙葉書の返還

立候補を辞退されたとき、又は立候補を却下されたときに、既に選挙葉書の交付を受けている場合には、直ちにその葉書全部を交付郵便局に返還してください。

また、その葉書の一部について選挙運動のために既に差し出している場合には、選挙運動に使用したことを証する明細書（差出票の写し等、様式適宜）を添えて、残りの全てを返還してください。

5 選挙葉書の再交付

立候補を辞退した後に、再立候補した場合には、選挙葉書の交付、又は手持ち葉書に対する選挙用の表示を受けることができます。

この場合には、前記4により返還した選挙葉書は、交付郵便局に証明書を提示の上、再交付を受けることができます。

6 選挙葉書の譲渡の禁止

選挙葉書の交付、又はお手持ちの葉書に対する選挙用の表示を受けた方は、これらの葉書を他人に譲渡することは禁じられています。

第3 選挙葉書の規格等

選挙葉書についても、郵便法・内国郵便約款上の第二種郵便物（郵便葉書）の規定が適用されます。

定められた規格、様式、記載事項等に違反している場合は、「規定違反郵便物」として差出人にお返しすることとなりますので、私製葉書を使用される場合には、下記の点にご注意ください。

なお、私製葉書を作成されるにあたり、ご不明な点がございましたら、必ず、事前に最寄りの差し出される郵便局にお問い合わせください。

1 私製葉書の規格等

(1) 大きさ

長辺が14.0cm以上15.4cm以下、短辺が9.0cm以上10.7cm以下の長方形の紙であること。

(2) 紙質・厚さ

弊社が発行している通常葉書と同等以上であること。

(3) 重量

2g以上6g以下であること。

(4) 表面の色彩

葉書表面は単一色とし、白色又は淡い色であること。

※淡い色以外の色付き葉書は、使用できません。

※選挙表示用スペースだけに、色を付けることも不可。

(5) 「郵便はがき」の表示

葉書表面の上部又は左側部（横に長く使用する葉書については右側部）の中央に「郵便はがき」又は「POST CARD」の文字をめいりように表示したものであること。

(6) 私製葉書の郵便番号記入枠の刷色

私製葉書を使用される場合で、宛名（郵便番号、住所、氏名）を手書きする場合は、郵便番号枠及びハイフンは朱色又は、金赤色で印刷。

なお、宛名（郵便番号、住所、氏名）を印刷またはタックシール等で表示する場合は、郵便番号枠は不要であるが、郵便番号の前後には、「郵便番号」、「〒」に類する文字又は記号及び「親展」、「至急」、「重要」又は会員番号等の事項を記載しないこと。

【例】

100-0005…………… (可)

郵便番号100-0005…………… (不可)

〒100-0005…………… (不可)

100-0005 (重要) …… (不可)

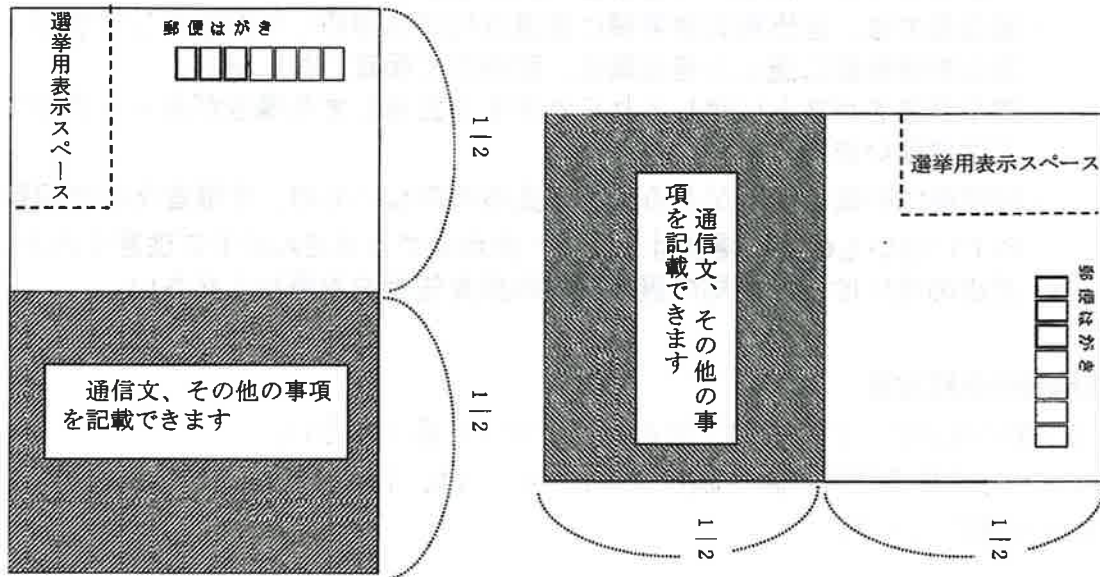
100-0005 (No. 000678) … (不可)

2 表面に記載できる範囲

葉書の表面（あて名を記載する面）は、その下部2分の1（横に長く使用する葉書については左側部2分の1）以内の部分について「通信文、その他の事項」を記載することができます。

なお、「受取人の氏名及び住所並びに郵便番号を明確に判別できる場合」は、この2分の1を超えて記載することもできます。

<通信文その他の事項を記載できる範囲(下図の網掛けのスペース)>



※ 葉書には、前記のほかに記載する事項等について制限がありますので、不明な点等がございましたら、最寄りの郵便局にお問い合わせください。

第4 選挙葉書の差出

1 選挙葉書の差出郵便局

選挙葉書は、選挙長が発行する「選挙運動用通常葉書差出票」【様式2】（以下、差出票）を添えて、お出してください。

なお、選挙葉書を差し出すことができる郵便局は「別紙1」及び「別紙2」とおりです。

- (注)
- ・一度に100通以上を差し出す場合には、100通単位又はその端数ごとに束ねていただくとともに、できる限り郵便番号ごとに区分して差し出していただきますよう、ご協力をお願いします。
 - ・郵便局では、差出票の備考欄に通信日付印を押印してお返ししますが、差出制限枚数に達した差出票は、郵便局で保管いたします。
 - ・選挙葉書をポストに差し入れられますとお返しする場合がありますので、ご注意願います。
 - ・証明書に不備な箇所がある（選挙長の印のないもの、候補者氏名が記載されていないもの等）場合は、交付・表示はできませんのでご注意ください。
 - ・差出の際には、郵便局の選挙葉書取扱責任者をお尋ねください。

2 差出票の使用方法

差出票の使用に当たっては、次の点に十分ご注意ください。

なお、町村長及び町村議会議員選挙については、下記(1)から(7)の「※印」のついた数値を適用します。

- (1) 差出票は、選挙葉書200枚(※100枚)について1枚の割合で選挙長から交付されま
す。

例：市議会議員選挙で、使用できる選挙葉書の枚数が2,000枚の場合は、10枚の差出票が交付されます。

- (2) 1枚の差出票で差し出すことができる選挙葉書は200通(※100通)までです。

200通(※100通)を超えて差し出す場合、又は差出通数の累計が200通(※100通)を超える場合には、超える分の200通(※100通)又は200通(※100通)未満の端数ごとに、別の差出票を使用することとなります。

- (3) 同時に400通(※200通)以上を差し出す場合には、200(※100)の整数倍となる通数については、その通数相当の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の記入欄に全通数を記入、次の欄にとじ合わせた差出票の枚数を記入の上、傍らに差出人の印を押し、2枚目以降の差出票の記入欄には朱色の斜線を引いて差し出すことができます。

なお、この場合、200通(※100通)未満の端数分については、別の差出票を使用することとなります。

(4) 1回の差出通数が僅少で、1枚の差出票の全欄を使用してもなお差出制限通数の200通(※100通)に達しない場合は、設欄を分割し、又は余白(裏面の使用も可)に設欄の上、使用することができます。

ただし、別の紙を貼り付けて使用することはできません。

なお、候補者がその旨選挙長に申し出て、差出票の補充交付を受けることができます。

(5) 1枚の選挙葉書を2名以上の候補者で共同使用した場合は、それぞれの候補者において当該通数を差し出したこととなりますので、係るそれぞれの候補者の差出票が必要となります。

【例：A候補・B候補の2名を記載した選挙葉書を200通差し出す場合】

The diagram illustrates a ballot envelope and two separate ballot sheets. The envelope is labeled 'A・B候補の差せん文など' and contains two circular stamps: '写 B候補の 真' and '写 A候補の 真'. To the right, there are two tables representing the ballot sheets.

月日	通数	合計	備考
〇〇	200	200	

月日	通数	合計	備考
〇〇	200	200	

(6) 差出通数及び差出合計通数を訂正したときには、差出人又は候補者本人の訂正印を押して下さい。

(7) 選挙葉書の差出合計通数が200通(※100通)に達した場合の差出票は郵便局に保管しますが、これに満たない場合は、差出票は差出人にお返しします。

(注) ・差出票を亡失した場合は再交付を受けられませんので、取扱い等には十分ご注意ください。

3 選挙葉書の早期差出

選挙葉書は、選挙運動期間内に配達となるよう、余裕を持って早めの差し出しをお願いします。

(注) ・選挙期日に切迫して差し出された場合には、選挙運動期間内に配達できないこともありますので、必ず投票日前日までの配達に間に合うよう差し出してください。

※2021年10月1日(金)以降、郵便法制度改正により、お届け日数が繰り下げられ、選挙運動用葉書についても対象となりますので、ご注意ください。

(詳細は第5(16ページ)を参照してください)

・差出郵便局以外の配達にかかるものは、配達を行う郵便局への送達所要日数を見込んで差し出すようお願いします。

4 特殊取扱の禁止

選挙葉書については、速達、書留等の特殊取扱はできません。

5 選挙葉書の再差出し

配達不能等で差出人に返還された選挙葉書は、あて名を書き換えた上で当該葉書を再び差し出すことができます。

この場合、葉書表面の見やすいところに「再差出し」と朱記していただき、差出票を添えて差し出してください。

なお、再差出しを行う選挙葉書についても、新たに差し出された選挙葉書として処理することになりますので、既に差し出された選挙葉書の枚数と再差出しの枚数の合計が、定められた枚数の範囲内になることを確認の上、差し出してください。

6 選挙葉書の引受をお断りする場合

投票日前日までに配達することができないことが明らかな場合には、引き受けをお断りすることがありますのでご了承ください。

7 選挙葉書の使用期間

選挙葉書は、当該選挙の選挙運動期間内に限り使用することができるものですので、この期間を経過して差し出した場合は差出人にお返しします。

8 内国郵便約款第79条適用地(交通困難地)あての選挙葉書

内国郵便約款第79条適用地にあてた選挙葉書は、当該選挙の選挙運動期間内に受取人に交付(配達)されない場合がありますから、注意してください。

【様式1】 候補者用通常葉書使用証明書（公職選挙郵便規則第二条関係）

第 号			
候補者用通常葉書使用証明書			
選挙区		区	
候補者氏名			
<p>上記の者は、令和 年 月 日執行の 選挙の候補者であつて、公職選挙法第142条第1項の規定による通常葉書を使用することができる者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">選挙</p> <p style="text-align: right; padding-right: 20px;">選挙長 ④</p>			
選挙用の表示をする日本郵便株式会社の 営業所名			日本郵便株式会社 郵便局
営業所名 及び月日	区別	枚数	取扱 者印
			備考

【様式2】選挙運動用通常葉書差出票（公職選挙郵便規則第八条関係）

（表 面）

選挙運動用通常葉書差出票			
差出票番号		第〇号	
発行者氏名	〇〇 選挙選挙長		〇〇〇〇 印
候補者氏名	〇〇選挙（〇区）候補者		〇〇〇〇
この差出票による差出制限枚数		500通	
差出月日	差出通数	差出合計数	備 考

（注）備考欄は、郵便物の配達事務を取り扱う郵便局で使用する欄ですから記入しないでください。

(裏 面)

1 使用上の心得

- (1) この差出票は、一枚につき差出通数の累計が500通以内となるまで、同一のものを差出しの都度使用するものとし、1回の差出通数又は差出通数の累計が500通を超えることとなるときは、その超える分につき500通以内ごとに別葉の差出票を使用すること。
- (2) 差出通数欄には1回の差し出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入すること。
- (3) 同時に1,000通以上を差し出すときは、500通の整数倍となる通数につき、500通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に500通未満の端数を除いた全通数を記入することができる。
この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入し、そのかたわらに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押すこと。

2 郵便物差し出し上の注意

- (1) 選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口へ差し出すこと。
- (2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く差し出すこと。

【注意】 上記の「差出票の通数」につきましては、次のとおりとなります。

- 1 都道府県の議会の議員、市長（特別区の区長を含む。）及び市の議会（特別区の議会を含む。）の議員の候補者
 - ・ 「500通」とあるのは「200通」
 - ・ 「1,000通」とあるのは「400通」
- 2 町村長及び町村議会の議員の候補者
 - ・ 「500通」とあるのは「100通」
 - ・ 「1,000通」とあるのは「200通」

○ 差出票の記載例

太字体が郵便物差出しの際記入していただく事項です。

選挙運動用通常葉書差出票

差出票番号		第○号	
発行者氏名	○ 選挙選挙長	○ ○ ○ ○	印
候補者氏名	○ 選挙(○区)候補者	○ ○ ○ ○	
この差出票による差出制限枚数		500通	
差出月日	差出通数	差出合計数	備考
4. 1	50	50	
4. 4	100 110	160	
	訂正印		
差出月日	差出通数	差出合計数	備考
4. 5	4, 000	4, 000	
		8枚	

1回目差出しの際記入する。

2回目差出しの際記入する。

備考欄には記入しないこと。

500通の整数倍の全通数を記入する。

500通ごとに枚数の差出票をとり合わせその枚数を記入する。
2枚目以下の記入欄には斜線(朱)を施す。

1,000通以上差出しの際、1枚目に記入する。

差出印

(参考) 差出票は1回当たりの差出通数が僅少でその設欄の全部を使用しても、なおその差出票にかかる差出制限枚数に達しないときは、これを選挙長に提出してこれに代る補充差出票の交付を受けることができますが、このほか候補者等において当初又は途中から差出票の設欄をさらに適宜分割して使用することができます。ただし、紙をはり足して使用することはできません。

第5 郵便法改正に伴う選挙運動用通常葉書の配達について

1 通常葉書など普通扱いとする郵便物の配達

改正法施行に伴い、2021年10月以降、土曜日は休配日となり、通常葉書など普通扱いとする郵便物について金曜日までにお届けするためには、原則として水曜日(おおむね17時。時刻は郵便局ごとに異なります)までに差し出していただく必要があります。それ以降は翌週の配達となります。

<見直し後の普通扱いとする郵便物の取扱いイメージ：翌配地域の場合>

	水曜日 配達	木曜日 配達	金曜日 配達	土曜日 配達	日曜日 配達	月曜日 配達
水曜日 差出し	差出し	⇒ (日数線下げ)	配達	-	-	-
木曜日 差出し	-	差出し	⇒ (日数線下げ)	⇒ (土曜休配)	⇒ (日曜休配)	配達
金曜日 差出し	-	-	差出し	⇒ (土曜休配)	⇒ (日曜休配)	配達

2 選挙運動用通常葉書の配達

選挙運動用通常葉書についても、今回のサービスの見直しの影響を受けますが、改正法の附帯決議等を踏まえて、次のとおり取り扱います。

※附帯決議において、投票日直前の土曜日までに配達することとなりますが、選挙表示等にお時間をいただくため、候補者様には早期差出のご協力をお願いいたします。

なお、投票日3日前に差し出す場合、予め差出計画をお知らせいただけますようお願い申し上げます。

<見直し後の選挙運動用通常葉書の取扱いイメージ：翌配地域の場合>

	水曜日 配達	木曜日 配達	金曜日 配達	土曜日 配達	日曜日 配達	月曜日 配達
水曜日 差出し	差出し	⇒	金曜日まで に配達	-	投票日	-
木曜日 差出し	-	差出し	⇒	土曜日まで に配達		-

※ 同時に大量の差出があった場合は、選挙表示等にお時間をいただくため、翌日に差し出されたものとして取り扱う場合があります。

※ 選挙運動用通常葉書は、選挙運動期間内に配達するため、他の郵便物とは別にして取り扱います。差出時刻、通数によっては差出日の翌日(配達予定日の前日)の配達となる場合があります。

《参考：お届け日数の繰り下げについて》

○ おおむね 17 時までの差出し（翌配地域の場合）

引受日	配達曜日	
	変更前	変更後
月曜日	火曜日	水曜日
火曜日	水曜日	木曜日
水曜日	木曜日	金曜日
木曜日	金曜日	月曜日
金曜日	土曜日	月曜日
土曜日	月曜日	火曜日
日曜日	月曜日	火曜日

○ おおむね 17 時までの差出し（翌々配地域の場合）

引受日	配達曜日	
	変更前	変更後
月曜日	水曜日	木曜日
火曜日	木曜日	金曜日
水曜日	金曜日	月曜日
木曜日	土曜日	月曜日
金曜日	月曜日	火曜日
土曜日	月曜日	火曜日
日曜日	火曜日	水曜日

第6 お願い・お知らせ

1 選挙事務所を設置した場合の連絡

選挙事務所を設置、移転する場合は、速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。

2 選挙葉書の交付・表示を速やかに受けていただくために

(1) 選挙葉書の交付又はお手持ちの葉書へ選挙用の表示を受ける場合は、郵便局の準備もありますので、事前にご連絡ください。

なお、選挙用の表示を行うため必要な時間、お待ちいただくこともありますのでご了承ください。

(2) 交付又は選挙用の表示をお受けになる場合は、使用する枚数の全部を、できる限り一度でご請求いただきますようお願いいたします。

(3) 証明書に不備な箇所がある（例えば、選挙長の印のないもの、候補者氏名が記載されていないものなど）場合は、交付・表示はできませんのでご注意ください。

3 選挙葉書のあて名等の記載方法

選挙葉書にあて名等を記載する際は、次の点にご協力をお願いします。

(1) 受取人、差出人の住所・氏名は省略せず、正確な記入をお願いします。

(2) 受取人が同居者である場合は「方書き」を、アパート・マンション等にお住まいの方についてはその「棟名、室番号」まで記入するようお願いいたします。

(3) 新市制施行地、町村合併地域、新住居表示実施地域などに差し出される場合は、正しい住所をお調べの上記載してください。

(注) ・古い町名等のまま差し出されると、配達ができない場合や調査に時間を要し配達が遅くなる場合もありますので、あて名等の正確な記載にご協力お願いいたします。

(4) 郵便番号は住所の一部です。正しい郵便番号をはっきりと記入するようお願いいたします。

4 その他

過去に、郵便局との打合せが十分でなかったために規定違反の選挙葉書を作成し、差し出すことができなかったという事例も発生しています。

選挙葉書を私製する際には、必ず印刷する前に版下、印刷見本等を郵便局にお見せいただき、差出条件を満たしているか（規定に違反していないか）、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、この「選挙郵便のご案内」の内容は、選挙葉書の作成及び差出等の事務に携わる皆さま方にもお知らせください。

選挙葉書の取扱局(表示・交付、販売及び引受)

県議会議員、市長又は市議会議員の選挙の通常葉書の表示等を行う郵便局

県	自治体名等	郵便局名(旧集配センター名)	備考
岐阜県	岐阜県	下記岐阜県内の郵便局、笠松、大野、池田、揖斐川、鳩谷	
	岐阜市	岐阜中央、岐阜西、岐阜北	
	本巣市	北方	
	瑞穂市	穂積	
	山県市	岐阜北	
	羽島市	羽島	
	海津市	羽島	
	可児市	可児	
	各務原市	各務原、各務原東	
	関市	関	
	郡上市	郡上八幡	
	恵那市	恵那	
	高山市	高山	
	飛騨市	飛騨古川	
	多治見市	多治見	
	瑞浪市	多治見	
	大垣市	大垣	
	中津川市	中津川	
	土岐市	土岐	
	下呂市	萩原	
美濃加茂市	美濃加茂		
美濃市	美濃		
静岡県	静岡県	下記静岡県内の郵便局、河津、松崎、田子	
	静岡市	静岡中央、静岡南、清水	政令指定都市
	伊東市	伊東	
	下田市	下田	
	掛川市	掛川	
	菊川市	掛川	
	御前崎市	掛川	
	富士市	吉原、富士	
	島田市	島田、金谷	
	湖西市	湖西	
	御殿場市	御殿場	
	三島市	三島	
	伊豆の国市	三島	
	伊豆市	三島	
	沼津市	沼津	
	焼津市	焼津	
	裾野市	裾野	
	浜松市	浜松、浜松西、浜松東、浜松北、浜北、積志、天竜	政令指定都市
	牧之原市	島田、相良	
	袋井市	袋井	
	藤枝市	藤枝	
	熱海市	熱海	
	磐田市	磐田	
富士宮市	富士宮		

県	自治体名等	郵便局名(旧集配センター名)	備考
愛知県	愛知県	下記愛知県内の郵便局、扶桑、東浦、師崎、設楽、東栄、豊根	
	名古屋市	名古屋中、名古屋西、名古屋港、名古屋東、名古屋南、名古屋北 緑、名東、天白、熱田、昭和、中川、中村、千種、守山、瑞穂	政令指定都市
	清須市	名古屋西	
	安城市	安城	
	一宮市	一宮、尾西、木曾川	
	稲沢市	稲沢	
	岡崎市	岡崎	
	あま市	津島、甚目寺、蟹江	
	蒲郡市	蒲郡	
	刈谷市	刈谷	
	高浜市	刈谷	
	岩倉市	岩倉	
	犬山市	犬山	
	江南市	江南	
	春日井市	春日井、高蔵寺	
	みよし市	三好	
	小牧市	小牧	
	常滑市	常滑	
	新城市	新城	
	瀬戸市	瀬戸	
	北名古屋市	西春	
	西尾市	西尾	
	豊田市	豊田、豊田北、豊田高岡、足助	
	大府市	大府	
	知多市	知多	
	知立市	知立	
	長久手市	長久手	
	津島市	津島	
	愛西市	津島	
	田原市	田原	
	東海市	東海北、東海南	
	日進市	日進	
	半田市	半田	
尾張旭市	尾張旭		
碧南市	碧南		
豊橋市	豊橋、豊橋南		
豊川市	豊川		
豊明市	豊明		
弥富市	弥富		
三重県	三重県	下記三重県内の郵便局、大台	
	津市	津中央	
	伊賀市	上野	
	伊勢市	伊勢	
	志摩市	阿児	
	亀山市	亀山	
	桑名市	桑名	
	いなべ市	東員	
	四日市市	四日市、四日市西	
	松阪市	松阪	
	鳥羽市	鳥羽	
	鈴鹿市	鈴鹿、白子	
	尾鷲市	尾鷲	
	名張市	名張	
	熊野市	熊野	

町村長又は町村の議会の議員の選挙の通常葉書の表示等を行う郵便局

県	自治体名	郵便局名(旧集配センター名)	備考
岐阜県	大野町	大野	
	池田町	池田	
	北方町	北方	
	揖斐川町	揖斐川	
	輪之内町	羽島	
	御嵩町	可児	
	八百津町	可児	
	笠松町	笠松	
	岐南町	笠松	
	白川村	鳩谷	
	神戸町	大垣	
	関ヶ原町	大垣	
	垂井町	大垣	
	安八町	大垣	
	養老町	大垣	
	坂祝町	美濃加茂	
	白川町	美濃加茂	
	七宗町	美濃加茂	
	川辺町	美濃加茂	
	東白川村	美濃加茂	
富加町	美濃加茂		
静岡県	東伊豆町	伊東	
	河津町	河津	
	南伊豆町	下田	
	小山町	御殿場	
	清水町	三島	
	長泉町	三島	
	函南町	函南	
	松崎町	松崎	
	西伊豆町	田子	
	吉田町	焼津	
	川根本町	島田	
森町	磐田		
愛知県	蟹江町	蟹江	
	幸田町	幸田	
	南知多町	師崎	
	美浜町	常滑	
	設楽町	設楽	
	東栄町	東栄	
	豊根村	豊根	
	大治町	甚目寺	
	豊山町	西春	
	東郷町	日進	
	阿久比町	半田	
	武豊町	半田	
	東浦町	東浦	
	扶桑町	扶桑	
	大口町	扶桑	
	木曾岬町	弥富	
飛島村	弥富		
三重県	度会町	伊勢	
	南伊勢町	伊勢	
	朝日町	四日市	
	川越町	四日市	
	菟野町	四日市西	
	玉城町	松阪	
	明和町	松阪	
	大台町	大台	
	多気町	大台	
	大紀町	大台	
	東員町	東員	
紀北町	尾鷲		
御浜町	熊野		
紀宝町	熊野		

選挙葉書の交付及び選挙用の表示を行う郵便局の取扱時間

「別紙3」

(2023年10月1日現在)

都道府県	郵便局名	平日		土曜日		日曜日	
		開始時間	終了時間	開始時間	終了時間	開始時間	終了時間
岐阜県	岐阜中央	9:00	19:00	9:00	17:00	9:00	12:30
	大垣	9:00	19:00	9:00	17:00	9:00	12:30
	岐阜北	9:00	19:00	-	-	-	-
	各務原	9:00	19:00	-	-	-	-
	岐阜西	9:00	19:00	-	-	-	-
	関	9:00	19:00	-	-	-	-
	美濃	9:00	17:00	-	-	-	-
	郡上八幡	9:00	18:00	-	-	-	-
	笠松	9:00	19:00	-	-	-	-
	羽島	9:00	19:00	-	-	-	-
	各務原東	9:00	19:00	-	-	-	-
	多治見	9:00	19:00	-	-	-	-
	高山	9:00	19:00	-	-	-	-
	美濃加茂	9:00	19:00	-	-	-	-
	中津川	9:00	19:00	-	-	-	-
	可児	9:00	19:00	-	-	-	-
	萩原	9:00	17:00	-	-	-	-
	土岐	9:00	19:00	-	-	-	-
	恵那	9:00	18:00	-	-	-	-
	静岡県	浜松西	9:00	19:00	9:00	15:00	-
浜松東		9:00	19:00	-	-	-	-
浜松		9:00	19:00	9:00	17:00	9:00	12:30
浜松北		9:00	19:00	-	-	-	-
浜北		9:00	19:00	-	-	-	-
掛川		9:00	19:00	-	-	-	-
袋井		9:00	19:00	-	-	-	-
磐田		9:00	19:00	-	-	-	-
湖西		9:00	19:00	-	-	-	-
殖志		9:00	19:00	-	-	-	-
天竜		9:00	17:00	-	-	-	-
静岡南		9:00	19:00	-	-	-	-
静岡中央		9:00	19:00	9:00	17:00	9:00	12:30
清水		9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
焼津		9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
藤枝		9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
島田		9:00	19:00	-	-	-	-
金谷		9:00	17:00	-	-	-	-
相良		9:00	18:00	-	-	-	-
沼津		9:00	19:00	-	-	-	-
三島		9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
御殿場		9:00	19:00	-	-	-	-
熱海		9:00	19:00	-	-	-	-
伊東		9:00	18:00	-	-	-	-
下田		9:00	19:00	-	-	-	-
富士		9:00	19:00	-	-	-	-
吉原	9:00	19:00	9:00	17:00	9:00	12:30	
富士宮	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-	
裾野	9:00	19:00	-	-	-	-	

都道府県	郵便局名	平日		土曜日		日曜日	
		開始時間	終了時間	開始時間	終了時間	開始時間	終了時間
愛知県	名古屋西	9:00	19:00	9:00	17:00	9:00	12:30
	中川	9:00	19:00	-	-	-	-
	中村	9:00	19:00	-	-	-	-
	名古屋港	9:00	19:00	-	-	-	-
	熱田	9:00	19:00	-	-	-	-
	名古屋南	9:00	19:00	-	-	-	-
	緑	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
	名古屋中	9:00	19:00	9:00	17:00	9:00	12:30
	名古屋東	9:00	19:00	-	-	-	-
	名古屋北	9:00	19:00	9:00	17:00	9:00	12:30
	守山	9:00	19:00	9:00	17:00	9:00	12:30
	千種	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
	名東	9:00	19:00	-	-	-	-
	昭和	9:00	19:00	-	-	-	-
	瑞穂	9:00	19:00	-	-	-	-
	天白	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
	一宮	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
	津島	9:00	19:00	-	-	-	-
	稲沢	9:00	19:00	-	-	-	-
	木曾川	9:00	19:00	-	-	-	-
	尾西	9:00	19:00	-	-	-	-
	蟹江	9:00	19:00	-	-	-	-
	弥富	9:00	17:00	-	-	-	-
	甚目寺	9:00	19:00	-	-	-	-
	春日井	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
	小牧	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
	西春	9:00	19:00	-	-	-	-
	岩倉	9:00	19:00	-	-	-	-
	江南	9:00	19:00	-	-	-	-
	犬山	9:00	19:00	-	-	-	-
	高蔵寺	9:00	19:00	-	-	-	-
	尾張旭	9:00	19:00	-	-	-	-
	瀬戸	9:00	19:00	-	-	-	-
	扶桑	9:00	19:00	-	-	-	-
	長久手	9:00	19:00	-	-	-	-
	豊田	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
	半田	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
	知立	9:00	19:00	-	-	-	-
	豊田高岡	9:00	19:00	-	-	-	-
	大府	9:00	19:00	-	-	-	-
東海北	9:00	17:00	-	-	-	-	
東海南	9:00	19:00	-	-	-	-	
知多	9:00	17:00	-	-	-	-	
常滑	9:00	19:00	-	-	-	-	
日進	9:00	19:00	-	-	-	-	
三好	9:00	19:00	-	-	-	-	
豊田北	9:00	19:00	-	-	-	-	
豊明	9:00	19:00	-	-	-	-	
豊橋南	9:00	19:00	9:00	15:00	9:00	12:30	
岡崎	9:00	19:00	9:00	17:00	9:00	12:30	
豊橋	9:00	19:00	9:00	17:00	9:00	12:30	
豊川	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-	
蒲郡	9:00	19:00	-	-	-	-	
西尾	9:00	19:00	-	-	-	-	
安城	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-	
碧南	9:00	19:00	-	-	-	-	
刈谷	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-	
新城	9:00	18:00	-	-	-	-	
田原	9:00	18:00	-	-	-	-	
足助	9:00	17:00	-	-	-	-	
三重県	四日市西	9:00	19:00	-	-	-	-
	四日市	9:00	19:00	9:00	17:00	9:00	12:30
	桑名	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
	鈴鹿	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
	白子	9:00	19:00	-	-	-	-
	東員	9:00	19:00	-	-	-	-
	亀山	9:00	19:00	-	-	-	-
	津中央	9:00	19:00	9:00	17:00	9:00	12:30
	伊勢	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
	松阪	9:00	19:00	9:00	15:00	-	-
	鳥羽	9:00	17:00	-	-	-	-
	上野	9:00	19:00	-	-	-	-
	名張	9:00	19:00	-	-	-	-
	大台	9:00	17:00	-	-	-	-
尾鷲	9:00	19:00	-	-	-	-	
熊野	9:00	18:00	-	-	-	-	

都道府県	郵便局名	平日		土曜日		日曜日	
		開始時間	終了時間	開始時間	終了時間	開始時間	終了時間
岐阜県	大野	9:00	17:00	-	-	-	-
	池田	9:00	17:00	-	-	-	-
	北方	9:00	19:00	-	-	-	-
	揖斐川	9:00	17:00	-	-	-	-
	穂積	9:00	19:00	-	-	-	-
	鳩谷	9:00	17:00	-	-	-	-
静岡県	飛騨古川	9:00	17:00	-	-	-	-
	河津	9:00	17:00	-	-	-	-
	函南	9:00	18:00	-	-	-	-
	松崎	9:00	17:00	-	-	-	-
愛知県	田子	9:00	17:00	-	-	-	-
	師崎	9:00	17:00	-	-	-	-
	設楽	9:00	17:00	-	-	-	-
	東栄	9:00	17:00	-	-	-	-
	幸田	9:00	19:00	-	-	-	-
	豊根	9:00	17:00	-	-	-	-
三重県	阿児	9:00	17:00	-	-	-	-

※原則、上記営業時間内に持ち込みいただきますようお願いいたします。万が一、上記営業時間以外に持ち込みを希望される場合は、個別にご相談ください。

